

## 第4 監査の結果及び意見

### 1 社会の活力を支える存在としていきいきとしたセカンドライフを送るための環境づくりの促進

#### (1) 老人福祉センター及び老人いこいの家

##### ア 概要

###### (ア) 設置状況について

広島市は、広島市内に老人福祉センターを3箇所、老人いこいの家を17箇所それぞれ設置している。

老人福祉センターとは、高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設である。具体的には、高齢者の集いの場として会議室などを提供している。利用対象は原則として60歳以上となっている。使用料は、利用者の全員が広島市内に居住している60歳以上の場合は無料となっている。また、公共的団体が公益事業のために使用する場合は使用料を免除している。

設置に関する根拠規定は、老人福祉法及び広島市老人福祉センター条例において、以下のとおり定められている。

###### 老人福祉法

###### (老人福祉センター)

第20条の7 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

###### 広島市老人福祉センター条例

###### (目的及び設置)

第1条 老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませるため、本市に老人福祉センターを設置する。

広島市では、以下の老人福祉センターを設置している。

施設名	設立年月	所在地	利用対象	開館日	開館時間
広島市中央老人福祉センター	昭和 53 年 9 月	中区西白島 町 24-36	原則として 60 歳以上の方	(注)	午前 9 時 ～午後 5 時
広島市東雲老人福祉センター	昭和 58 年 5 月	南区東雲三 丁目 16-32			
広島市南観音老人福祉センター	昭和 63 年 5 月	西区南観音 七丁目 5 - 8			

(注) 火曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（敬老の日を除く。）、  
12 月 29 日～翌年 1 月 3 日及び 8 月 6 日以外の毎日。

※出所 広島市 ホームページ「老人福祉センター」を基に監査人作成

老人福祉センターの過去 5 年間の利用状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

施設名	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
広島市中央老人福祉センター	89,865	92,244	96,921	91,499	95,636
広島市東雲老人福祉センター	17,789	18,463	18,407	15,959	16,751
広島市南観音老人福祉センター	12,073	13,196	14,093	15,563	15,160

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料「老人福祉センター・老人いこいの家の利用状況 (H22 年度～H26 年度)」から抜粋

老人いこいの家とは、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のために気軽に利用できる場を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設である。老人福祉センター同様、老人の教養の向上及びレクリエーションのための場を提供するもので、具体的には、高齢者の集いの場として会議室などを提供している。なお、老人いこいの家は各種の相談に応じることを実施することとなっていない。また、料金に関する取扱いは、老人福祉センターと同じである。

老人いこいの家の設置運営については、昭和 40 年に当時の厚生省社会局長から各都道府県知事に「老人憩の家の設置運営について」(昭和 40 年 4 月 5 日 社老第 88 号) が以下のとおり通知されている。

## 老人憩の家の設置運営について

(昭和 40 年 4 月 5 日)

(社老第 88 号)

(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

老人福祉を増進するための施設対策として、老人福祉法による老人福祉施設のほか、従来厚生年金保険積立金還元融資及び国民年金特別融資による「老人クラブ」の整備が行なわれてきたところであるが、最近におけるその需要の増嵩と重要性にかんがみ、今般これを「老人憩の家」として、その設置運営要綱を次のとおり定め、積極的な整備を図ることとしたので、貴都道府県においても管下市町村に対しその実施方につき指導されたい。

なお、この施設の整備については、今後、社会局において取り扱うよう年金局と協議済みであるので了知のうえ遺憾なきを期されたい。

### 老人憩の家設置運営要綱

#### 第 1 老人憩の家の目的

老人憩の家は、市町村の地域において、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もつて老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。

#### 第 2 設置及び運営主体

老人憩の家の設置主体及び運営主体は市町村とすること。ただし、必要があるときは、その運営を社会福祉法人又は都道府県知事が適当と認めたものに委託することができること。

#### 第 3 設置及び運営の基本方針

老人憩の家の設置及び運営については、その目的にかんがみ、老人の健全な憩の場を確保し、老人の心身の健康の増進が図られるよう特に留意するものとする。

#### 第 4 設置基準

##### 1 立地条件について

老人憩の家の建設地は、環境、老人の分布状況等の地理的条件等を考慮し、その社会的需要に応じた効率的な利用を確保できると認められる地であること。

##### 2 構造設備について

(1) 老人憩の家の規模は、利用予定者数、事業内容等を考慮するものとし、その延面積は 495 平方メートルの範囲内であること。

(2) 構造設備の細部については、老人憩の家設計基準(別紙 1)によるものとする。

#### 第 5 運営基準

##### 1 利用者について

老人憩の家の利用者は、原則として 60 歳以上の者とする。

##### 2 利用料について

原則として、利用料は無料とする。

ただし、特別の設備を設け、これを利用させる場合等にあつては、その利用のために必要な実費を徴収して差し支えないこと。

### 3 管理について

(1) 老人憩の家の設置主体は、次の事項を明らかにした管理規程を定めなければならないこと。

- ア 憩の家の名称
- イ 利用手続
- ウ 利用者の守るべき規律
- エ その他

(2) 管理上必要な細目については、老人憩の家管理基準(別紙2)によるものとする。

#### 別紙1

##### 老人憩の家設計基準

- 1 老人憩の家の建設規模は立地条件、利用予定者数等を十分考慮すること。
- 2 老人憩の家の構造は原則として平屋建とすること。ただし、敷地等の制約で止むを得ず二階建とする場合には、避難用スロープ等を完備すること。
- 3 老人憩の家の具体的設計に当つては、あらかじめ次の諸点について考慮すること。
  - (1) 敷地内における施設計画については、単に建物のみに限らず、庭園、周囲の造園計画、避難用空地等をも併せて考慮すること。
  - (2) 湯沸場及び浴室等を設ける場合にあっては、火気を用いる部分の周囲は、不燃性材料で被覆すること。
  - (3) 浴室は老人の利用を考慮し、浴槽の形態、洗い場の材料等についても充分配慮すること。
  - (4) 集会室の広さは利用人員1人当たり1.0平方メートル(0.3坪)程度を基準に定めること。
  - (5) 階段を設ける場合には、なるべく勾配をゆるやかにし、段の高さをあまり高くしないこと。

#### 別紙2

##### 老人憩の家管理基準

- 1 老人憩の家には必ず「老人憩の家」の表示をしなければならないこと。
- 2 老人憩の家及びこれに附帯する設備並びに備品類の維持管理については特に留意し、補修、改修又は補充の必要があるときは、すみやかに措置しなければならないこと。
- 3 老人憩の家においては、常に健全、かつ、明朗な雰囲気を保ち、秩序を維持するよう努めなければならないこと。
- 4 老人憩の家内における火災、盗難の防止には、万全を期さなければならないこと。
- 5 老人憩の家の特別の設備を利用させる場合の利用料については条例に規定しなければならないこと。
- 6 老人憩の家においては次の事項を憩の家に掲示し、利用者に周知させなければならないこと。
  - ア 利用手続。

- イ 特別の設備を利用する場合の利用料。
- ウ 利用時間等利用者の遵守すべきこと。

また、設置に関する根拠規定は、広島市老人いこいの家条例及び広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘条例において、以下のとおり定められている。

広島市老人いこいの家条例  
 (目的及び設置)  
 第1条 老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図るため、本市に老人いこいの家を設置する。

広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘条例  
 (目的及び設置)  
 第1条 広島大都市周辺地域広域行政圏内の老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図るため、本市の安芸区船越五丁目に老人いこいの家を設置する。

広島市では、以下の老人いこいの家を設置している。

施設名	設立年月	所在地	利用対象	開館日	開館時間
広島市吉島老人いこいの家	昭和52年2月	中区光南五丁目1番23号	原則として60歳以上の方	(注)	午前9時～午後5時
広島市宇品老人いこいの家	平成元年4月	南区宇品御幸四丁目12番13号			
広島市草津老人いこいの家	昭和53年4月	西区草津南一丁目16番8号			
広島市佐東老人いこいの家	昭和48年8月	安佐南区緑井六丁目29番25号			
広島市沼田老人いこいの家	昭和51年6月	安佐南区沼田町伴東七丁目64番7号			
広島市矢野老人いこいの家清風荘	昭和42年8月	安芸区矢野西五丁目18番33号			
広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘	昭和50年3月	安芸区船越五丁目17番12号			
広島市老人いこいの家新宮山荘	昭和51年6月	佐伯区五日市町石内940番地の2			
広島市老人いこいの家窓山荘	昭和53年3月	佐伯区五日市町上河内539番地			
広島市老人いこいの家さつき荘	昭和60年9月	佐伯区五月が丘四丁目14番10号			

施設名	設立年月	所在地	利用対象	開館日	開館時間
広島市老人いこいの家八幡荘	昭和 56 年 4 月	佐伯区八幡三丁目 7 番 24 号	原則として 60 歳以上の方	(注)	午前 9 時 ～午後 5 時
広島市老人いこいの家倉重荘	昭和 52 年 6 月	佐伯区観音台二丁目 31 番 1 号			
広島市老人いこいの家坪井荘	昭和 53 年 3 月	佐伯区坪井一丁目 28 番 11 号			
広島市老人いこいの家中央荘	昭和 56 年 4 月	佐伯区五日市中央五丁目 1 番 31 号			
広島市老人いこいの家五日市荘	昭和 57 年 4 月	佐伯区新宮苑 12 番 8 号			
広島市老人いこいの家楽々荘	昭和 53 年 10 月	佐伯区楽々園五丁目 8 番 32 号			
広島市老人いこいの家美隅荘	昭和 59 年 4 月	佐伯区隅の浜二丁目 2 番 14-18 号			

(注) 火曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日及び 8 月 6 日以外の毎日。

※出所 広島市 ホームページ「老人いこいの家」及び「老人いこいの家一覧」を基に監査人作成

老人いこいの家の過去 5 年間の利用状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

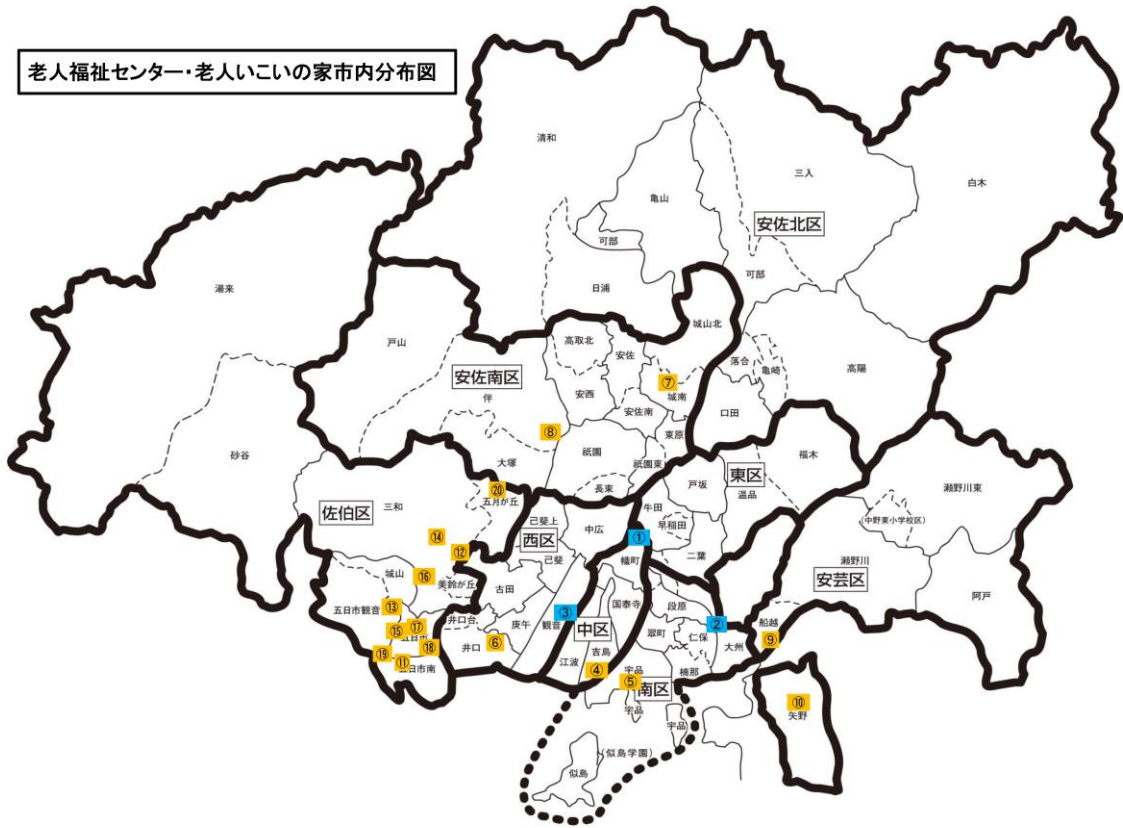
施設名	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
広島市吉島老人いこいの家	36,197	38,215	38,163	35,431	36,600
広島市宇品老人いこいの家	23,266	20,467	21,801	21,606	21,550
広島市草津老人いこいの家	20,652	21,624	23,880	23,817	25,503
広島市佐東老人いこいの家	16,118	15,866	14,432	13,986	13,010
広島市沼田老人いこいの家	14,159	15,587	16,030	17,249	17,441
広島市矢野老人いこいの家清風荘	8,852	9,022	9,060	8,860	8,901
広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘	9,178	8,728	8,777	9,084	9,290

施設名	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
広島市老人いこいの家新宮山荘	858	911	1,195	1,075	1,009
広島市老人いこいの家窓山荘	4,438	4,023	4,396	4,265	4,983
広島市老人いこいの家さつき荘	5,240	5,901	6,676	7,038	7,428
広島市老人いこいの家八幡荘	9,588	8,492	8,751	8,092	7,044
広島市老人いこいの家倉重荘	4,312	4,677	4,646	4,958	4,852
広島市老人いこいの家坪井荘	7,145	7,186	7,327	7,782	7,581
広島市老人いこいの家中央荘	9,750	9,688	9,631	9,079	7,583
広島市老人いこいの家五日市荘	7,038	6,920	6,570	4,989	7,414
広島市老人いこいの家楽々荘	6,619	6,598	6,331	7,867	7,630
広島市老人いこいの家美隅荘	9,611	9,199	9,292	9,841	9,660

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料「老人福祉センター・老人いこいの家の利用状況（H22年度～H26年度）」から抜粋

上述した老人福祉センター及び老人いこいの家の設置状況をまとめると、次のように、老人福祉センターは中区、南区、西区の3箇所には設置されず、老人いこいの家は中区、南区、西区、安佐南区、安芸区、佐伯区に17箇所設置されているものの、東区及び安佐北区には設置されていない。

老人福祉センター・老人いこいの家市内分布図



(老人福祉センター (①～③))

- ①中央老人福祉センター (中区西白島町 24-36) ②東雲老人福祉センター (南区東雲三丁目 16-32)
- ③南観音老人福祉センター (西区南観音七丁目 5-8)

(老人いこいの家 (④～⑳))

- ④吉島老人いこいの家 (中区光南五丁目 1-23) ⑤宇品老人いこいの家 (南区宇品御幸四丁目 12-13)
- ⑥草津老人いこいの家 (西区草津南一丁目 16-8) ⑦佐東老人いこいの家 (安佐南区緑井六丁目 29-25)
- ⑧沼田老人いこいの家 (安佐南区沼田町伴東七丁目 64-7) ⑨船越老人いこいの家鼓が浦荘 (安芸区船越五丁目 17-12) ⑩矢野老人いこいの家清風荘 (安芸区矢野西五丁目 18-33) ⑪老人いこいの家楽々荘 (佐伯区楽々園五丁目 8-32) ⑫老人いこいの家新宮山荘 (佐伯区五日市町石内 940-2) ⑬老人いこいの家倉重荘 (佐伯区観音台二丁目 31-1) ⑭老人いこいの家窓山荘 (佐伯区五日市町上河内 539) ⑮老人いこいの家坪井荘 (佐伯区坪井一丁目 28-11) ⑯老人いこいの家八幡荘 (佐伯区八幡三丁目 7-24) ⑰老人いこいの家中央荘 (佐伯区五日市中央五丁目 1-31) ⑱老人いこいの家五日市荘 (佐伯区新宮苑 12-8) ⑲老人いこいの家美隅荘 (佐伯区隅の浜二丁目 2-14-18) ⑳老人いこいの家さつき荘 (佐伯区五月が丘四丁目 14-10)

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料「老人福祉センター・老人いこいの家の市内分布図」を基に監査人作成

このような設置状況となっているのは、以下の設置の経緯からである。

老人福祉センターは、もともと中区の広島市中央老人福祉センターのみ設置され



ていたが、広島空港（現在の広島ヘリポート）拡張に伴う周辺地元対策の一環として西区の広島市南観音老人福祉センターが設置され、清掃工場の整備に伴う周辺地元対策の一環として南区の広島市東雲老人福祉センターが設置されている。

老人いこいの家に関しては、昭和 60 年に合併した旧五日市町が小学校区ごとに 9 箇所老人いこいの家を有していたが、合併後もそのまま引き継ぎ運営しているため、佐伯区が全市 17 箇所のうち、10 箇所を占める状況となっている。

また、老人福祉センター及び老人いこいの家については、最も直近に設置されたのが平成元年 4 月であり、全ての施設が設置後四半世紀以上を経過していることから、施設の老朽化対策が重要な課題となる。

このような公共施設の老朽化対策に関して、現在、国では地方自治体に公共施設の更新・統廃合・長寿命化などの方針をまとめた「公共施設等総合管理計画」の策定を求めている。なお、総務省から各都道府県知事及び各指定都市市長あてに発出された「公共施設等総合管理計画」の概要は以下のとおりである。

	総財務第 74 号 平成 26 年 4 月 22 日
各都道府県知事 各指定都市市長	} 殿
	総務大臣 新藤 義孝
<p>公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について</p> <p>我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。</p> <p>国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。</p> <p>各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。</p> <p>また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。</p>	

この「公共施設等総合管理計画」の策定に応じて、広島市では平成27年2月に、「ハコモノ資産の更新に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定している。その概要は以下のとおりである。

#### ハコモノ資産の更新に関する基本方針（概要）

##### 第1 目的

本市のハコモノ資産について、厳しい財政状況の中でも、将来に向けて市民満足度の高い機能・サービスを提供し続けるためには、必要以上の機能・サービスの重複を避けるなど、更新の際に効果的かつ効率的な投資を行うことが重要です。

そのためには、各施設が更新時期を迎える前にあらかじめ施設全体の更新に関する方針を整理し、この方針に沿って個々の施設を更新していくことが必要です。

本書は、ハコモノ資産の課題と更新により実現すべき目標を明らかにした上で、更新に関する方針を構成する「基本方針（全施設共通）」及び「施設群の方向性」を示すものです。

##### 第2 構成

省略

##### 第3 課題

ハコモノ資産の現状調査等を実施したところ、ハコモノ資産全体の主な課題として次の2点が明らかになりました。

- (1) 本市の財政状況に鑑みれば、全ての施設を同じ規模や仕様で更新することは不可能である。
- (2) 設置目的は異なるものの提供するサービスが類似する施設や同種の諸室を持つ施設が多数存在するなど、ハコモノ資産全体の最適化が図られていない。

##### 第4 目標

課題を踏まえ、更新時に効果的かつ効率的な投資を行うため、次に掲げる目標の実現を目指します。

###### 【目標1】市民満足度の高いサービス提供が可能な施設体系の再構築

市民を取り巻く環境を考慮し、市民の需要が高いと考えられる機能・サービスを施設に付与することにより、将来の市民の満足度の高い施設体系を再構築する。

###### 【目標2】財政状況に照らして持続可能な施設体系の再構築

本市の財政状況を直視し、現在の施設数・規模を維持できないことを理解した上で、様々工夫を講じつつ施設数・規模を調整することにより、将来に向けて持続的にサービス提供を行うことが可能な施設体系を再構築する。

##### 第5 基本方針

本市のハコモノ資産全てに共通して検討すべき項目を示しています。

###### 【方針1】現行の枠組みに固執せず、施設の機能・サービスの向上を検討する。

少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化を踏まえ、現在の施設が有する機能・サービスにこだわることなく、市民の需要が高いと考えられる機能・サービスを追求し、その向上を図ることを検討する。

【方針2】本市の「まちづくり」等との整合性を図りつつ、利用者の利便性等も踏まえ、施設の再配置を検討する。

本市の「まちづくり（デルタ市街地、デルタ周辺部、中山間地・島しょ部の考え方や集約型都市構造の形成等）」や広島広域都市圏の「圏域づくり」との整合性を図りつつ、施設の機能・サービス、利用者の利便性等を総合的に勘案し、最適な場所への再配置を検討する。

【方針3】財政状況を踏まえて、種々の工夫を講じながら更新量を調整する。

機能・サービスの維持・向上を図りながら、財政面に配慮しつつ施設を更新するため、施設の複合化、近隣市町や広島県等との連携（施設の共同設置・運営）、民間移管、民間活力の活用などの工夫を講じることを検討する。

#### 第6 施設群の方向性

次のとおり、用途が市民に身近な施設について、サービス内容に着目して、主なものを「汎用サービス型」、「専用サービス型」及び「広場型」に分類し、さらに「汎用サービス型」は規模に、「専用サービス型」は用途に着目して再分類しました。

ア 汎用サービス型：汎用性の高い諸室・設備等を有しているもの

(1)大規模、(2)中・小規模

イ 専用サービス型：特定のサービスを提供するための諸室・設備等を有しているもの

(3)文化・教養、(4)スポーツ、(5)レクリエーション、(6)子育て・教育・青少年育成、(7)住宅・交通、(8)福祉・病院等

ウ 広場型：主に空地であるもの

「汎用サービス型」と「専用サービス型」の8つの「施設群」について更新に向けた「施設群の方向性」を次のとおり定めました。

施設群		更新の方向性
汎用サービス型	(2)中・小規模	<p>中・小規模の汎用サービス型の施設は、地域住民の活動・交流の場として機能している。しかし、少子高齢化社会においては、地域住民の結びつきがより重要となり、地域コミュニティの維持・再生が不可欠であるため、今後は、コミュニティの基盤施設として、より一層住民の使い勝手の良いものにしていく必要がある。このため、「公民館」や「集会所」については、それぞれの長を生かしながら、「地域住民の活動・交流拠点」として見直しを行うとともに、これらの整備・運営について再整理する。</p> <p>また、「公民館」と「集会所」以外の汎用サービス型の施設は、設置目的は異なるがサービス内容が類似しており、設置目的に応じて特定の者に優遇措置が設けられているものもあることから、より多くの住民にとって使い勝手の良い施設となるよう、多様な利用目的に対応できる施設とすることを検討する。</p>

専用サービス型	(5)レクリエーション	レクリエーション施設は、癒しや娯楽の場などとして市内外から幅広く利用者が訪れており、時代の流れに柔軟に対応し更に集客力の向上を図るため、施設の状態に応じて民間ノウハウの活用や民間移管等の可能性を検討する。
	(8)福祉・病院等	福祉・病院等施設（火葬場、納骨堂及び墓地を除く。）は、高齢化の進行、障害児・者数の増加等により、今後、今以上の需要が見込まれる。この中には、民間事業者が育ってきている分野もあるため、施設の状態に応じて民間事業者と連携しながら、増えていく需要に対応するための施設体系の整備を検討する。また、車での移動が難しい高齢者等の利用が見込まれる施設については、可能な限り公共交通機関の利便性の良い場所に配置することを検討する。  火葬場、納骨堂及び墓地は、墓地、火葬等をめぐる状況の変化を踏まえて施設のあり方を検討する。

#### 第7 今後の取組

今後は、「基本方針」と「施設群の方向性」を踏まえて、各施設の更新に関する具体的の方針を策定します。この方針では、

- ① 施設の機能・サービス
- ② 施設を配置する場所
- ③ 複合・集約化、近隣市町等との連携、民間活力の活用などの施設更新時の工夫などの内容を整理します。

また、この方針は、国からの要請に基づき、平成 28 年度を目途に策定することを予定している「公共施設等総合管理計画」（インフラ資産を含めた全ての公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する計画）に掲載することを検討します。

※出所 広島市「ハコモノ資産の更新に関する基本方針（概要）」を基に監査人作成

#### (イ) 指定管理者の応募状況について

広島市は、市が運営する老人福祉センター 3 箇所及び老人いこいの家 17 箇所のすべての管理運営について、施設ごとに指定管理者を公募により募集し管理を委ねている。

指定管理者制度は公の施設の管理主体を民間事業者、NPO 法人等に広く開放することにより、①民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、②施設管理における費用対効果の向上、③管理主体の選定手続の透明化を目的として、平成 15 年の地方自治法の改正により設けられた制度である。

さらに、指定管理者制度の運用において明らかとなった留意点に関して、導入の 7 年後である平成 22 年度に、改めて制度の適切な運用に努められるよう以下の内

容の通知「指定管理者制度の運用について」が、各都道府県知事、各指定都市市長、各都道府県議会議員及び各指定都市議会議員あてに発出されている。

総行経第 38 号

平成 22 年 12 月 28 日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県議会議員  
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長

#### 指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

#### 記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供す

るため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。

6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。

7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。

8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

上記の通知の4に、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい」とあるとおり、指定管理者の応募が複数の団体からあることが制度趣旨にも合致する。

広島市の直近の指定期間（平成26年度～平成29年度）の指定管理者の応募状況及び指定管理料提案額は、以下のとおりである。

（単位：千円）

施設名	応募団体数	選定団体	指定管理料 上限額①	指定管理料 提案額②	②／① (%)
広島市中央老人福祉センター	1	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	221,696	221,690	99.9
広島市東雲老人福祉センター	1	社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会	24,331	24,331	100.0
広島市南観音老人福祉センター	1	三栄パブリックサービス株式会社	24,880	24,880	100.0
広島市吉島老人いこいの家	2	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	41,500	41,490 (注)	99.9
広島市宇品老人いこいの家	1	社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会	28,572	28,565	99.9
広島市草津老人いこいの家	1	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	39,036	39,032	99.9

施設名	応募団 体数	選定団体	指定管理料 上限額①	指定管理料 提案額②	②/① (%)
広島市佐東老人 いこいの家	1	社会福祉法人広島市安 佐南区社会福祉協議会	27,144	27,144	100.0
広島市沼田老人 いこいの家	1	伴学区社会福祉協議会	23,680	23,640	99.8
広島市矢野老人 いこいの家清風 荘	1	社会福祉法人広島市安 芸区社会福祉協議会	22,520	22,520	100.0
広島市船越老人 いこいの家鼓が 浦荘	1	社会福祉法人広島市安 芸区社会福祉協議会	24,824	24,824	100.0
広島市老人いこ いの家新宮山荘	1	社会福祉法人広島市佐 伯区社会福祉協議会	12,180	12,180	100.0
広島市老人いこ いの家窓山荘	1	社会福祉法人広島市佐 伯区社会福祉協議会	14,416	14,376	99.7
広島市老人いこ いの家さつき荘	1	社会福祉法人広島市佐 伯区社会福祉協議会	14,348	14,308	99.7
広島市老人いこ いの家八幡荘	1	社会福祉法人広島市佐 伯区社会福祉協議会	14,684	14,644	99.7
広島市老人いこ いの家倉重荘	1	社会福祉法人広島市佐 伯区社会福祉協議会	13,924	13,884	99.7
広島市老人いこ いの家坪井荘	1	佐伯区観音社会福祉協 議会	15,080	15,070	99.9
広島市老人いこ いの家中央荘	1	社会福祉法人広島市佐 伯区社会福祉協議会	15,360	15,320	99.7
広島市老人いこ いの家五日市荘	1	社会福祉法人広島市佐 伯区社会福祉協議会	13,996	13,956	99.7
広島市老人いこ いの家楽々荘	1	社会福祉法人広島市佐 伯区社会福祉協議会	13,624	13,584	99.7
広島市老人いこ いの家美隅荘	1	社会福祉法人広島市佐 伯区社会福祉協議会	15,408	15,368	99.7

(注) 当該金額は選定された特定非営利活動法人ワーカーズコープの提案額であり、  
選定されなかったもう1団体の提案額は41,500千円である。

※出所 広島市 ホームページ「健康福祉局所管の公募施設に係る指定管理者候補の  
選定結果について」を基に監査人作成

上述のように、広島市の老人福祉センター及び老人いこいの家の指定管理者の応募

募は、指定期間が直近の平成 26 年度～平成 29 年度の募集では、1 施設を除き、1 団体しか応募していない。さらに、過年度の状況を確認すると以下のような状況となっていた。

施設名 指定期間	応募団体数		
	平成 18 年度～ 平成 21 年度	平成 22 年度～ 平成 25 年度	平成 26 年度～ 平成 29 年度
広島市中央老人福祉センター	3	2	1
広島市東雲老人福祉センター	4	1	1
広島市南観音老人福祉センター	1	2	1
広島市吉島老人いこいの家	2	2	2
広島市宇品老人いこいの家	1	2	1
広島市草津老人いこいの家	4	2	1
広島市佐東老人いこいの家	2	2	1
広島市沼田老人いこいの家	1	1	1
広島市矢野老人いこいの家清風荘	2	1	1
広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘	2	1	1
広島市老人いこいの家新宮山荘	2	1	1
広島市老人いこいの家窓山荘	2	1	1
広島市老人いこいの家さつき荘	2	1	1
広島市老人いこいの家八幡荘	2	1	1
広島市老人いこいの家倉重荘	2	1	1
広島市老人いこいの家坪井荘	2	1	1
広島市老人いこいの家中央荘	2	1	1
広島市老人いこいの家五日市荘	2	1	1
広島市老人いこいの家楽々荘	2	1	1
広島市老人いこいの家美隅荘	2	1	1

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料「老人福祉センター・老人いこいの家の公募状況」から監査人作成

応募団体が減少し 1 団体となる傾向は直近の募集以前からもあったが、この現状に関して広島市は、指定管理者制度を所管する分権・行政改革推進課において、公募説明会に参加した事業者に対して応募条件等に関するアンケートを実施し、このアンケートを踏まえ公募要綱の雛形を適宜修正しているとのことであった。しかしながら、高齢福祉課は、アンケートの内容について分権・行政改革推進課と情報を共有し、内容の把握に努めているものの、それ以上の特段の対応をしているとは言いがたい。通常、アンケートで知りうることには限界があるものと考えられ、ほぼすべての施設が 1 団体しか応募しない状況を勘案すると、応募に至らない理由が価格面にあるのか内容面にあるのかを同業者に直接ヒアリングするなどより踏み込



んだ対応が必要であると考えられるが、そこまでの原因分析は実施していない。

## イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。また、広島市中央老人福祉センター及び広島市宇品老人いこいの家の現地調査を実施し、それぞれ業務内容のヒアリング及び備品の現物確認等を実施した。

## ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

## エ 監査の意見

### (ア) 指定管理者の応募状況について（高齢福祉課）

広島市の老人福祉センター及び老人いこいの家の指定管理者の応募は、指定期間が直近の平成 26 年度～平成 29 年度の募集では、1 施設を除き、1 団体しか応募していない。

このような競争原理の働かない状況は、指定管理者制度の導入趣旨である住民サービス向上のために、応募者を民間事業者等から幅広く求めるということが全うされておらず、十分なサービスが住民になされないことにつながるおそれがある。また、応募者の指定管理料提案額は、同上限額とほぼ同額となっている。仮に、同業者への直接ヒアリングの結果、応募しない理由が内容面にあり、この改善によって多くの応募者がいた場合、指定管理料提案額を低く抑えた業者が選定された可能性があったことを考えると、広島市は経費節減の機会を失っていると考えられる。

老人福祉センター及び老人いこいの家それぞれの指定管理者の公募要綱等を閲覧したが、応募するための条件として、特別な内容は「防火管理者の資格を有する者 1 人を必置とする」程度である。また、老人福祉センターに関しては、健康相談のために看護師を常置する必要がある程度のことであり、参入障壁と思われる内容は見受けられないため、なおさら、1 団体しか応募しない理由の原因分析を、指定管理者にヒアリングするなど積極的な対応が必要であった。

次回の指定管理者の募集は平成 29 年度になるが、その際は 1 団体しか応募しないような状況を回避することに努めるべく、原因の調査分析を積極的にするとともに、その結果を公募要綱に反映されたい。

### (イ) 設置状況について（高齢福祉課）

広島市において、中区、南区、西区に老人福祉センターと老人いこいの家という同種類のサービスを提供する類似の施設を別々に設置しており、佐伯区には老人いこいの家を 10 施設と集中して設置しているが、東区及び安佐北区には老人福祉センター及び老人いこいの家の設置がない状況にある。

広島市が策定した「ハコモノ資産の更新に関する基本方針」の「第 1 目的」で

は、「厳しい財政状況の中でも、将来に向けて市民満足度の高い機能・サービスを提供し続けるためには、必要以上の機能・サービスの重複を避けるなど、更新の際に効果的かつ効率的な投資を行うことが重要です。」と掲げている。また、「第6 施設群の方向性」においても、老人福祉センター及び老人いきいの家が属する「汎用サービス型 中・小規模」の更新の方向性欄の後段において、「「公民館」と「集会所」以外の汎用サービス型の施設は、設置目的は異なるがサービス内容が類似しており、設置目的に応じて特定の者に優遇措置が設けられているものもあることから、より多くの住民にとって使い勝手の良い施設となるよう、多様な利用目的に対応できる施設とすることを検討する。」と掲げている。

これらの方針に基づくと、現状の配置状況を勘案し、他の区に比べ、過度に密集した区に関して、「必要以上の機能・サービスの重複」となっていないかなどを検討し、その結果、必要に応じ、施設の統廃合に関して検討する必要がある。

なお、この検討に当たっては、老人福祉センター及び老人いきいの家という同種のサービスを提供する類似の施設を別々に設置していることについても検討し、それぞれの役割分担の必要性を検討すべきである。役割分担が必ずしも必要でない場合は、その垣根を取り払い、両者を区別することなく1つの施設として、サービスを提供することや、統廃合を含め施設の配置を見直すことを検討されたい。

#### (ウ) 指定管理者の備品の管理状況について（高齢福祉課）

広島市中央老人福祉センターにおいて使用する広島市所有の備品の管理は、広島市と指定管理者で交わっている基本協定書及び仕様書において、以下のとおり指定管理者が適切に管理しなければならないことが定められている。

＜広島市中央老人福祉センターの管理に関する基本協定書＞ 抜粋

（甲（広島市）による備品等の貸与等）

第23条 2 乙（指定管理者）は、指定期間中、備品等（I種）（注）を必要に応じて修繕し常に良好な状態に保つものとする。

（注）「備品リスト」を指す。

＜広島市中央老人福祉センター指定管理者業務仕様書＞ 抜粋

2 指定管理者が行う業務の範囲

キ 物品の管理

（ア）別紙5「備品リスト」により、数量、使用場所等を把握し、利用者の利用状況、管理物品の状態を日々把握すること。

上記に即して、備品には固有の番号（以下「備品番号」という。）が付されたシールが貼付され、基本協定書の別紙には、備品の品名、購入年度、使用場所などのほかに、備品番号が記載されている。

同センターを現地調査した際に、備品リストに記載された備品の現物確認を実施したが、備品リストに記載された備品数は58点と膨大ではなかったにもかかわらず

ず、1点の備品の確認のために同センター内の複数の部屋を何度も行き来することや、倉庫内が乱雑でリストに記載の備品をすぐに見つけることができないなど、現物を確認するために相当時間を要した。この原因は、指定管理者が同センター内に点在する備品の所在を十分に把握しておらず、さらに整理整頓ができていないことであると見受けられた。なお、備品リストの中には、備品番号が付されたシールが貼付されていないもの（花台1台）もあった。

管理状況に不備があると備品の滅失等のリスクがあると考えられるため、広島市は、指定管理者が適切に備品を管理するように、指定管理者に対して、日頃から備品の整理整頓を進め、適切に備品を管理するように指導されたい。

## (2) 公益社団法人広島市シルバー人材センター

### ア 概要

#### (ア) 事業概要

公益社団法人広島市シルバー人材センター（以下「広島市シルバー人材センター」という。）は、広島市域における高齢者就業機会確保事業の実施主体として広島県知事から高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条により指定された公益社団法人であり、「高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進する事業」を行うことにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、以下の公益目的事業を実施している。

a 請負業務に係る就業機会の提供（雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務）

(a) 高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、家庭、民間事業所、官公庁等から有償で引き受け、これを高齢者に対して、その能力、希望等に応じて請負（委任）という形式により提供する。

- ・ 就業の拡大に要する会員の確保と資質の向上
- ・ 多様な社会ニーズへの対応
- ・ 公平公正な就業を目指したワークシェアリング等の推進

(b) 独自事業の充実・拡大により、高齢者の社会参加を促すとともに、一部事業においては、エコ活動を展開することにより社会貢献に取り組む。

- ・ 自転車再生事業、衣類リフォーム事業、リサイクルショップ事業など
- ・ こども勉強室事業、文化教室事業

平成 26 年度の実施状況は以下のとおりである。

区分	平成 26 年度	平成 25 年度	増減
会員数	3,984 人	4,254 人	△270 人
受注件数	24,062 件	25,335 件	△1,273 件
契約金額	15 億 686 万円	16 億 3,784 万円	△1 億 3,098 万円
就業延人員	328,063 人日	361,322 人日	△33,259 人日
月平均就業実人員	2,204 人／月	2,413 人／月	△209 人／月
就業実人員	2,763 人	2,996 人	△233 人
年間就業率	69.4%	70.4%	△1.0%

※出所 公益社団法人広島市シルバー人材センター 「平成 27 年度通常総会議案書」から抜粋

b 派遣業務等に係る就業機会の提供（雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務）

(a) 一般労働者派遣事業

臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、あらかじめ登録した高年齢者のうち、派遣労働を希望する高年齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき実施する。

平成 26 年度の実施状況は以下のとおりである。

区分	平成 26 年度	平成 25 年度	増減
受注件数	41 件	28 件	13 件
契約金額	3,726 万円	3,011 万円	715 万円
就業延人員	7,473 人日	6,501 人日	972 人日

※出所 公益社団法人広島市シルバー人材センター 「平成 27 年度通常総会議案書」から抜粋

(b) 職業紹介事業

臨時かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、これをそのような仕事を希望する高年齢者に紹介する事業であり、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき実施する。

平成 26 年度の実施状況は以下のとおりである。

区分	平成 26 年度
紹介件数	4 件
就職者数	10 人
紹介手数料	46,471 円

※出所 公益社団法人広島市シルバー人材センター 「平成 27 年度通常総会議案書」から抜粋

c 研修計画（臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習）

地域に適した仕事が存在しても必要な能力を有していなければ就業に結びつかないので、必要な技能・知識を付与することにより就業に結び付け、より広い就業分野での仕事の確保と提供を行うことにより、高年齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り活力ある地域社会づくりに寄与する。

(a) 職群（スキルアップ）研修の実施

植木スクール、刈払機取扱講習会、筆耕研修、ベビーシッター研修など

(b) 市民サービス向上のための研修の実施

駐輪場接遇研修、サービス群初級研修など

(c) 会員の資質の向上を目指した研修の実施

新人研修（シルバー事業の理解など）など

d その他の活動（上記 a から c の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動）

(a) 普及啓発

シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、市民、事業所、官公庁に対し、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等の周知とともに、高年齢者自身のシルバー事業に対する意識啓発を実施する。

特に、団塊世代・女性会員の加入の促進を図る。

- ・ ホームページ及び行政機関広報などによる周知・広報
- ・ 全会員による PR 活動の展開
- ・ 広島市等が実施するイベントへの参加による周知・広報
- ・ 理事会広報部会による広報活動の展開

(b) 安全・適正就業の推進

高年齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、広島市シルバー人材センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を実施する。

- ・ 安全意識の醸成にかかる事業の実施（安全就業強化月間など）
- ・ 適正就業に関する研究・実施
- ・ 安全・適正就業に係る現場巡回
- ・ 適正就業に関する情報収集（他先進シルバー等の調査研究）

(c) 就業分野の開拓・拡大

地域の事業所、官公庁等を訪問・面談し、高年齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高年齢者の職業能力や経験を把握分析し、地域のニーズに対応する仕事の提案などを行う。

- ・ 就業開拓の推進（就業開拓員による事業所等訪問など）
- ・ 多様な社会ニーズに対応できる会員の確保（会員の育成・技能向上）

(d) 相談、情報提供

入会を希望する高年齢者を対象に随時入会の説明を実施し、高年齢者からの相談に対応するほか、各種相談、情報提供を市民や高年齢者に対し実施する。

- ・ 随時入会の説明の実施
- ・ 未就業相談会の実施

(e) ボランティア活動等の社会参加活動の推進

ボランティア活動を希望する高年齢者を対象に社会参加活動を実施する。

- ・ 公共施設等の美化活動の実施
- ・ 通学時等の児童の安全見守り

(イ) 広島市シルバー人材センターの会員が行っている業務

分類	業務内容
専門技術	パソコン指導、家庭教師、衣類リフォームなど
専門技能	植木せん定、ふすま・障子張り、大工仕事など
事務	あて名書き（硬筆・毛筆）、賞状書きなど
管理	駐輪場・駐車場管理、施設（ビル・マンション等）管理、宿日直など
屋内外の軽作業	お庭などの除草、清掃、屋内作業など
サービス	家事手伝い、産後の手伝い、ベビーシッター、介護（高齢者・病人）など
その他	パンフレット配布など

※出所 「公益社団法人広島市シルバー人材センターホームページ」から抜粋

(ウ) 広島市からの補助金

広島市シルバー人材センターの健全な育成を図り、当該事業を推進することは、広島市における高齢者の雇用機会の増大と福祉の増進を図る上で重要であるとの理由から、広島市は、広島市シルバー人材センターの人員費の一部に対し補助金を交付している。

平成 26 年度決算額：1 億 806 万円

- (a) 広島市シルバー人材センター職員 29 名のうち、非常勤職員 9 名を除く 20 名分（市 0B11 人、プロパー 9 人）の人員費が補助対象
- (b) 補助対象経費から国庫補助金を差し引いた金額

## イ 実施した監査手続の詳細

広島市経済観光局雇用推進課及び広島市シルバー人材センターの担当者に、広島市シルバー人材センターの事業概要等についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

## ウ 監査の結果

(ア) 役員の報酬等に関する規程の公表について（広島市シルバー人材センター）

公益社団法人である広島市シルバー人材センターでは、「公益社団法人広島市シルバー人材センター役員の報酬等に関する規程」（以下「役員報酬規程」という。）を定めている。公益社団法人は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて、役員報酬等の支給の基準を公表する義務があるが、広島市シルバー人材センターではこれを公表していない。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(公益認定の基準)

第5条

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

(報酬等)

第20条 公益法人は、第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

なお、監査実施時における指摘により広島市シルバー人材センターは役員報酬規程をホームページにて公表しており、当報告書作成時には、当該法律違反の状態は解消している。

(イ) 賞与引当金の計上について（広島市シルバー人材センター）

a 期末手当及び勤勉手当に関する規定

広島市シルバー人材センターでは、「公益社団法人広島市シルバー人材センター職員の給与に関する規程」（以下「職員給与規程」という。）及び役員報酬規程で、期末手当及び勤勉手当の支給日及び支給する金額について定めている。なお、期末手当及び勤勉手当の計算対象期間については、職員給与規程第15条第4項で「期末手当の支給を受ける職員の範囲等期末手当の支給に関し必要な事項は、広島市の一般職の職員の例による。」とあることから、広島市の「一般職の職員の給与に関する条例」に従っている。

職員給与規程、役員報酬規程及び「一般職の職員の給与に関する条例」は、以下のとおりである。



公益社団法人広島市シルバー人材センター職員の給与に関する規程

(期末手当)

第 15 条 3 月 1 日、6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する職員には、期末手当を支給する。

- 2 期末手当の額は、職員の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に前項に規定する日の区分に応じて別表第 8 に掲げる一定の割合を乗じて得た額とする。
- 3 理事長は、期末手当の額について前項の規定による場合には広島市の一般職の職員との均衡を失すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、予算の範囲内において広島市の一般職の職員の期末手当を基本としてその額を決定することができる。
- 4 期末手当の支給を受ける職員の範囲等期末手当の支給に関し必要な事項は、広島市の一般職の職員の例による。

(勤勉手当)

第 16 条 6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する職員には、その者の勤務成績に応じて勤勉手当を支給する。

- 2 勤勉手当の額は、職員の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（次項において「勤勉手当の基礎給与額」という。）に、広島市の一般職の職員の例により、理事長がその者の勤務成績に応じて定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定により支給する勤勉手当の額の総額は、各職員の勤勉手当の基礎給与額に、第 1 項の規定する日の区分に応じて別表第 8 に掲げる一定の割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 4 勤勉手当の支給を受ける職員の範囲等勤勉手当の支給に関し必要な事項は、広島市の一般職の職員の例による。

公益社団法人広島市シルバー人材センター職員の給与に関する規程 別表第 8  
(第 15 条及び第 16 条関係)

期末勤勉手当

区 分	支 給 基 準 日		
	3 月 1 日	6 月 1 日	12 月 1 日
期末手当	1000 分の 400	1000 分の 1025	1000 分の 1175
勤勉手当	—	1000 分の 750	1000 分の 750

公益社団法人広島市シルバー人材センター役員の報酬等に関する規程

(常勤役員の報酬等の支給)

第3条

- 5 期末手当及び勤勉手当の額は、報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、センターの職員の期末手当又は勤勉手当の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
- 6 報酬、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法については、それぞれセンターの職員の給料、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法の例による。

一般職の職員の給与に関する条例

(期末手当)

第19条 職員で、3月1日、6月1日及び12月1日(以下「期末手当の支給基準日」という。)に在職するものには、期末手当を支給する。期末手当の支給基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第22条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条において「特定管理職員」という。)にあつては、3月に支給する場合においては100分の40、6月に支給する場合においては100分の82.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額)に、期末手当の支給基準日以前3か月以内(期末手当の支給基準日が12月1日であるときは、6か月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
期末手当の支給基準日が3月1日又は6月1日である場合	期末手当の支給基準日が12月1日である場合	
3か月	6か月	100分の100
2か月15日以上3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の80
1か月15日以上2か月15日未満	3か月以上5か月未満	100分の60
1か月15日未満	3か月未満	100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の40」とあるのは「100分の25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の82.5」とあるのは「100分の35」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の65」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその期末手当の支給基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあつては、当該月額を算出率で除して得た額。次項において同じ。)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第20条 職員で6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当の支給基準日」という。)に在職するものには、勤勉手当の支給基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、勤勉手当を支給する。勤勉手当の支給基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の75(特定管理職員にあつては、100分の95)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35(特定管理職員にあつては、100分の45)を乗じて得た額の総額

これらの規程により、広島市シルバー人材センター職員及び役員の期末手当及び勤勉手当の支給日、支給基準日及び計算対象期間は、以下のようになる。

区分	支給日	支給基準日	計算対象期間
期末手当	3月15日	3月1日	12月1日 ～2月28日
	6月30日	6月1日	3月1日 ～5月31日
	12月10日	12月1日	6月1日 ～11月30日
勤勉手当	6月30日	6月1日	12月1日 ～5月31日
	12月10日	12月1日	6月1日 ～11月30日

b 期末手当及び勤勉手当の支給

平成26年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給月及び支給額は、以下のとおりとなる。

(単位：円)

区分	平成26年6月			平成26年12月		
	期末手当	勤勉手当	支給計	期末手当	勤勉手当	支給計
プロパー	3,856,215	2,539,458	6,395,673	4,420,539	2,539,458	6,959,997
市OB	1,507,028	1,115,613	2,622,641	2,491,980	1,115,613	3,607,593
合計	5,363,243	3,655,071	9,018,314	6,912,519	3,655,071	10,567,590
区分	平成27年3月			平成27年6月		
	期末手当	勤勉手当	支給計	期末手当	勤勉手当	支給計
プロパー	2,073,789	0	2,073,789	3,922,986	2,870,479	6,793,465
市OB	950,829	0	950,829	1,516,629	1,198,998	2,715,627
合計	3,024,618	0	3,024,618	5,439,615	4,069,477	9,509,092

※出所 公益社団法人広島市シルバー人材センター作成資料に監査人加筆

公益社団法人及び公益財団法人の会計処理については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」において次のように定められている。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

第二章 公益法人の事業活動等

第一節 計算

第一款 総則

第 12 条 この節、次節及び第四章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

※出所 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」から抜粋

この「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行」には、内閣府公益認定等委員会から公表された「公益法人会計基準」、「公益法人会計基準の運用指針」といった会計基準のみならず、総務省の依頼に基づき日本公認会計士協会が作成した「公益法人会計基準に関する実務指針」も含まれる。

その「公益法人会計基準に関する実務指針（その２）」において、賞与は次のように処理する必要があるとされている。

賞与は、一般的に給与規程等において、支給の時期や支給対象期間が定められている場合が多く、職員の労働提供の対価として、発生する費用と考えられる。

したがって、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当金計上する必要がある。

※出所 「公益法人会計基準に関する実務指針（その２）」から抜粋

この「公益法人会計基準に関する実務指針（その２）」に基づけば、広島市シルバー人材センターでは、平成 27 年 6 月支給の期末手当（基準日 6 月 1 日）及び勤勉手当（基準日 6 月 1 日）のうち、平成 26 年度に属する計算対象期間に係る金額については、平成 26 年度決算に賞与引当金を計上する必要があったが、広島市シルバー人材センターでは計上していなかった。

なお、賞与引当金の対象となる計算対象期間は以下のとおりである。

区分	支給基準日	計算対象期間	賞与引当金の対象となる 計算対象期間
期末手当	6月1日	3月1日 ～6月1日	3月1日から3月31日までの 1ヵ月
勤勉手当	6月1日	12月1日 ～6月1日	12月1日から3月31日までの 4ヵ月

賞与引当金として計上すべきであった金額は以下のとおりである。

区分	平成27年6月 支給額	計算過程	賞与引当金 要計上額
期末手当	5,439,615円	$5,439,615 \text{円} \div 3 \text{ヵ月} \times 1 \text{ヵ月}$	1,813,205円
勤勉手当	4,069,477円	$4,069,477 \text{円} \div 6 \text{ヵ月} \times 4 \text{ヵ月}$	2,712,984円
合計			4,526,189円

### (3) 高齢者公共交通機関利用助成

#### ア 概要

(ア) 高齢者公共交通機関利用助成について

高齢者の社会参加を促進するきっかけづくりのため、毎年9月1日現在において広島市内に住所を有する満70歳以上かつ本人の前年の所得が1,595,000円以下(ただし、扶養親族等がいる場合には、1人につき38万円等を加算した額以下)の方を対象として、市内のバス・電車などの利用費用の一部を助成している。

助成の内容は次のいずれかであり、口座振込か利用券の交付によって行っている。

番号	助成内容	対象交通機関	内訳・数量等
1	パスピーを利用する助成	市内のバス、電車、アストラムライン等パスピーが利用可能な交通機関	利用実績に応じて6,000円を上限に口座振込
2	JR回数券引換券(鉄道)	JR在来線(鉄道)	1,400円券×3枚 1,250円券×1枚
3	似島汽船乗船券	似島汽船	440円券×13枚 280円券×1枚
	金輪島会乗船券	金輪島会	220円券×27枚 60円券×1枚
4	黄金山地区乗合タクシー回数券	カープタクシー	250円券×24枚
5	平和台線バス回数券(エンゼルキャブ運行分)	エンゼルキャブ	160円券×37枚 80円券×1枚
6	雲出線、宇佐線、鹿の道、峠線回数券(ささき観光運行分)	ささき観光	200円券×30枚
7	矢口地区、中野・中野東地区乗合タクシー回数券	やぐちタクシー 中野タクシー	300円券×20枚
8	タクシーチケット	都市タクシーサービスセンター又はタクシー協同チケット(株)の加盟タクシー等	500円券×12枚

※出所 広島市「高齢者公共交通機関利用助成事業について(お知らせ)」から抜粋

(イ) 利用実績

広島市の助成決定者数及び事業費は以下のとおりである。なお、事業費には、助成決定者に対する助成金のみではなく、パスピーの利用実績を交通事業者から取得するための特命随意契約に係る費用及び申請に際して雇用した臨時職員に係る費用などが含まれている。

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
助成決定者数(人)	112,936	107,680	117,240	124,224	130,628
事業費(千円)	631,758	448,356	559,242	582,715	602,660

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から抜粋

広島市の高齢化率の上昇に伴って助成決定者数も増加しており、結果として助成費も増加傾向にある。なお、平成23年度の事業費が平成22年度に比して減少しているのは、平成23年3月31日をもってバスカードの利用が終了したことに伴い、4月1日より8月31日までの利用実績が低下したためである。なお、バスカードの支給に替えて、平成24年度よりパスピーの利用実績を基にした助成を行っている。

#### イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

#### ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

#### エ 監査の意見

高齢者公共交通機関利用助成の目的について（高齢福祉課）

助成の目的は高齢者の社会参加を促進するきっかけづくりとなっているが、広島市は利用結果を集計するのみであり、当該施策が本来の助成目的を果たしているかの確認を行っていない。利用目的の確認が行えない理由としては、公共交通機関の利用が社会参加によるものか、病院の通院や買い物に利用しているかを事後的に判別することが困難なためである。

さらに、平成26年度の事業費は602,660千円と平成25年度と比較すると19,945千円増加しており、高齢者が増加する来年度以降は負担額の増加が予想されるが、広島市の財政状況を鑑みると、今後継続して助成ができるかは不明である。

高齢者の社会参加の促進は決して悪いことではないが、高齢者人口の増加に伴い今後も支出額の増加が予想され、かつ、本来の助成目的が果たしているか否かが不明な施策に対しては、廃止の検討も含めた事業継続の可否を検討すべきである。